

本郷ふふ 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアサポートjijiが開設する本郷ふふ 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 本郷ふふ 居宅介護支援事業所
- ② 所在地 岐阜県美濃加茂市本郷町四丁目9番15号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 3名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務、常勤専従職員1名、非常勤専従職員1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| ② 使用する課題分析票の種類 | MDS-HC方式 |
| ③ サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 |
| ⑤ モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、美濃加茂市、可児市、川辺町、坂祝町、富加町、八百津町、御嵩町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 ① 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
② 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(虐待の防止)

第10条

- ① 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等において必要な措置を講じる。
- ② 事業所は、人権擁護・虐待等の防止に取り組み、虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、担当の地域包括支援センターや関係機関との連携を図り、速やかに対応する。
- ③ 事業所は、虐待防止任者を管理者とし、人権擁護・虐待防止を啓発・普及する研修を実施する。

(感染症の予防及びまん延防止)

第11条

事業所は感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施し、指針を整備する。

(同一事業所の利用割合の説明)

第12条

介護支援専門員は質の高いケアマネジメントの推進のため、6ヶ月ごとに別紙にて利用割合の説明をする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 介護支援専門員への暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合がある。
- 5 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことがある。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアサポートjijiと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

平成27年4月16日から一部改正。

平成27年11月16日から一部改正。

平成28年4月1日から一部改正。

平成28年12月16日から一部改正。

平成29年9月19日から一部改正。

平成30年10月16日から一部改正

平成31年01月04日から一部改正

平成31年03月01日から一部改正

令和2年10月01日から一部改正

令和3年04月01日から一部改正

令和5年04月16日から一部改正